

## 地域とのかかわり

- ★定期交流：戸田・蕨市内の保育園など
- ★地域体験：近隣の社会資源（公園、図書館、市内店舗）を利用した様々な買い物、乗り物、遊び体験など
- ★市内イベントへの参加：福祉祭りなど
- ★ボランティア・実習生  
中学生の社会体験などの受け入れ



## ■スタッフ

- ★法人事務局  
事務局長・事務職員

## ★あすなる学園

施設長、指導員・保育士、事務職員  
嘱託職員（小児神経科医師、作業療法士）  
委託業者（バス運転手、栄養士、調理員、清掃員）

## ■療育環境

指導室、プレールーム、静養室  
補助室、トイレ、シャワー室  
相談室、医務室、会議室、通園バス  
（※夏季：園庭にプール設置）



- あすなる学園は、昭和53年4月、戸田市・蕨市が共同で社会福祉法人を設立し、児童福祉法第43条に則って運営している福祉型児童発達支援センターです。

## 児童発達支援センター

# あすなる学園



「療育」を必要とする子ども達が、  
保護者や職員との信頼関係を  
基礎とした関わりを通じて、  
豊かに成長するよう支援する施設です。

## 社会福祉法人 戸田蕨福祉会

〒335-0031 埼玉県戸田市美女木4-27-13

通園課：TEL048-421-9592 地域支援課：TEL048-421-9748

法人事務局(管理課)：TEL048-421-9747 FAX048-421-9566

E-mail: asnr@titan.ocn.ne.jp

# 療育とは

遊びや生活を通じて、子どもの育ちの支援と安定した家族関係に向けた支援を行います。

療育の基本 ★生活の自立 ★遊びへの意欲を育てる ★社会性を育てる

## I 通園児の療育（通園課）……………定員40名

- 対象児：戸田市・蕨市在住で「療育」を必要とする就学前の児童
  - ・知的発達の遅れ ・言葉の遅れ ・運動発達の遅れ
  - ・発達障害（自閉症スペクトラム・注意欠如多動性障害など）

●通園日：月曜日から金曜日まで、週5日

●親子通園：週1～2回程度

●家族支援：父母教室・個別面接・懇談会など

●基本日課

9:45 登園（通園バス到着）

### クラス指導Ⅰ

- ・生活指導（入室、着替え、排泄など）
- ・課題遊び（“みる・きく”、運動遊び、リズム運動など）及びグループ指導

11:30 給食指導（手洗い・給食・歯磨きなど）

12:45 クラス指導Ⅱ

- ・自由遊び（園庭遊び、玩具遊びなど）
- ・生活指導（排泄、着替え、降園準備など）

14:00 降園（通園バス発車）

※水曜日（短縮指導日）13:15降園（通園バス発車）

●休日：土曜・日曜・祝日及び長期休み（夏・冬・春）など



### 入園手続 費用など

- ・通所受給者証（市町村交付）を受け、学園と契約します。
- ・給食費の負担があります。

### 主な行事

（保護者同伴の行事）

ピクニック・親子で遊ぼう集会・秋祭り集会・家族通園日  
クリスマス集会・退園式

●関係機関との連携（以下の関係機関と連携し、必要に応じた支援を行います。）

※児童の情報交換については、保護者の同意を得ます。

埼玉県南児童相談所／戸田市・蕨市の障害福祉担当課、児童福祉担当課  
戸田市福祉保健センター／蕨市保健センター／戸田市・蕨市内の障害者相談支援事業所  
戸田市・蕨市の学校教育担当課及び特別支援学級／特別支援学校  
その他（他の児童発達支援事業所など）

## II 地域に向けた療育（地域支援課）

① 発達相談（利用者負担なし）

我が子の発達や子育てに関する悩みなど、保護者の相談に応じます。  
（戸田市福祉保健センター、蕨市保健センター等関係機関からの紹介も含む）

② 障害児相談支援（利用者負担なし）

保護者の申請にもとづき契約を結び、「障害児支援利用計画」・「モニタリング報告書（達成状況の確認）」の作成を主な内容とします。作成した「利用計画」にもとづき、市から「通所受給者証」が交付されます。

③ カンガルー通園（利用者負担なし）

- 目的：親子遊びを通して、親子の関係作りや発達支援、子育ての支援を行います。  
（戸田市福祉保健センター、蕨市保健センター等関係機関からの紹介も含む）

●対象児：障害や発達の問題を持つ、2歳以上の児童。

●通園頻度と実施場所：週1回程度。実施曜日・場所は年度で異なります。

●主なプログラム：運動遊び・スキンシップリズム・玩具遊びなど。  
※子育てや進路等の相談にも応じます。



④ 保育所等訪問支援（3歳児未満、学童期は利用者負担があります。）

●目的：保育所や幼稚園への定期的な訪問を通して、園での関わり方や集団参加の在り方等、対象児に合わせた支援を行います。保護者の申請にもとづき実施します。

●対象児：戸田市・蕨市在住の2歳以上で、保育園・幼稚園等に通園している障害や発達の問題を持つ児童。

●訪問頻度：月1回を基本とします。（月2回を限度とする）

●手続きについて：戸田市・蕨市から「通所受給者証」の交付を受け、学園と契約します。

⑤ 巡回相談

戸田市・蕨市の保育園、幼稚園などの依頼にもとづき、訪問します。障害や発達の問題を持つ児童の観察を行い、支援方法について園と話し合います。

⑥ 子供の発達支援巡回事業（戸田市からの委託事業）

戸田市内の私立幼稚園・保育園に対して、障害福祉課・保健センター・学園が連携して巡回を行います。対象は、「⑤巡回相談」の中で、より丁寧な療育的支援・家族支援を必要と判断された戸田市在住の児童となります。